

特別養護老人ホーム望箭荘 運営規程

(施設の目的及び運営の基本方針)

第1条

- 1 当施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護相談及び援助、社会生活上の便宜の供与。その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスの提供を図るものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者等の、介護保険サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第2条

- | | | | |
|---|----------------------------------|-----------------------------|---|
| 1 | 管理者 | 1名 | 施設の管理業務に従事するものとする。 |
| 2 | 医師（非常勤） | 1名 | 入所者の健康管理及び療養上の指導を行うものとする。 |
| 3 | 生活相談員 | 1名以上 | 入所者の生活相談業務に従事するものとする。 |
| 4 | 介護職員又は看護師若しくは准看護師
うち看護師又は准看護師 | 常勤換算方法で17名以上
常勤換算方法で3名以上 | 入所者の介護、看護等の業務に従事するものとする。 |
| 5 | 栄養士 | 1名 | 入所者の栄養指導、献立作成等、食事に関する業務に従事するものとする。 |
| 6 | 機能訓練指導員 | 1名以上 | 入所者の日常生活を営むのに必要な、機能の減退を防止するための訓練指導等の業務に従事するものとする。 |
| 7 | 介護支援専門員 | 1名以上 | 施設サービス計画の作成に関する業務等に従事するものとする。 |
| 8 | 調理職員 | 3名以上 | 入所者の食事の調理業務に従事するものとする。 |
| 9 | 事務職員等 | 3名以上 | 事務職及びその他の業務に従事するものとする。 |

(入所定員)

第3条 当施設の入所定員は50名とする。

(入所者に対する本施設サービスの内容及び手続きの説明及び同意)

第4条 当施設はサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込書又は、その家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第5条 当施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険資格、要介護認定の有無及び要介護認

定の有効期間の確認を行うものとする。

- 1 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第6条

- 1 当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において、これを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。
- 2 当施設は、正当な理由なく、指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは、診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるように努めるものとする。
- 4 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において、日常生活を営むことができるか、どうか検討するものとする。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、安易に施設側の理由により、退所を促すことは禁止するものとする。
- 7 居宅において、日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の円滑な退所のために、必要な援助を行うものとする。
- 8 退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービス等を提供する者との密接な連携を図るものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第7条

- 1 入所の際に、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請有無について確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう、援助するものとする。
- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも、当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

- 第8条 入所に際しては、入所の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては、退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料の受領)

第9条

- 1 当施設は、法定代理受領サービス（介護保険法（以下「法」とする。）第48条第四の規定による施設介護サービス費）の一部として、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉サービスを提供した際に、入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な

差額が生じないようにするものとする。

- 3 当施設は前二項の支払を受ける額のほか、次にあげる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
 - ① 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額）（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり、当施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額を限度とする。）
 - ② 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額）（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。
 - ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用とする。
 - ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い、必要となる費用とする。
 - ⑤ 理美容代
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものについては、前項の利用料のほかに、入所者から支払を受けることができるものとする。
- 4 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明をおこない、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条

- 1 入所者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、入所者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。
- 2 入所者が利用するサービスについて、他の従業者と協議の上、サービス計画を作成し、計画に基づき入所者の機能訓練等の必要な援助を適切に行うものとする。
- 3 サービス計画は、それぞれの入所者に応じた計画であって、入所者又はその家族に対し、その内容等について説明し、従業者は懇切丁寧を旨とし、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 入所者又は、他の入所者等の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとする。
- 5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 入所者に提供する、施設サービスについて、自らそのサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 8 介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。
- 9 入所者については、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ又は清拭を行うものとする。
- 10 入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。
- 11 入所者に対し、離床・着替え・整容その他、日常生活の世話を適切に行うものとする。
- 12 当施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる、また、夜間を含めて、適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めるものとする。
- 13 当施設は、入所者に対し、その負担により、当施設従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
- 14 入所者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。又、検食は毎食実施するものとする。
- 15 入所者の食事は、その者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるものとする。又、栄養食事相談を実施し、調理に反映させるものとする。
- 16 当施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 17 当施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。
- 18 当施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 19 当施設は、入所者の同意を得て、その者又は、その家族において行うことが困難である場合は、行政機関等に対する手続きについて、代行するものとし、代行した後は、その都度本人に確認するものとする。
- 20 当施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 1 1 条

入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条

- 1 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 避難訓練については、年 2 回以上実施することとし、内 1 回以上は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 1 3 条

当施設は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付の窓口を設けるものとする。具体的な苦情処理の体制については、「直心会苦情解決委員会設置規程」に定めるとおりとする。

(虐待の防止対策)

第 1 4 条

当施設は、虐待防止のため次の措置を講じる。

- ① 当施設における高齢者虐待を未然に防止するため、倫理規定等を定め、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止の普及・啓発するための研修会を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質向上を図る。

(その他運営に関する重要事項)

第 1 5 条

- 1 当施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる入所者数に対して同時に指定介護短期入所生活介護を行わない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 2 施設の運営にあたっては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の、地域との交流に努めるものとする。
- 3 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を退職後も漏らしてはならないものとする。
- 4 サービス担当会議等において入所者の個人情報を用いる場合は、入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 当施設は入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

附 則

この規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
平成 2 7 年 4 月 1 日 一部改正。
平成 2 7 年 8 月 1 日 一部改正。

平成29年 1月 1日 一部改正。
平成29年 4月 1日 一部改正。
平成30年12月 1日 一部改正。
平成31年 4月 1日 一部改正。
令和 元年10月 1日 一部改正。
令和 4年 4月 1日 一部改正。